

## かながわ森林づくり公社見直し方針

(社) かながわ森林づくり公社 (以下「公社」という。) の見直しについては、平成18年3月「かながわ森林づくり公社の見直しに係る基本方針」 (以下「基本方針」という。) を作成し、公社に対し基本方針に基づく見直しの検討依頼を行い、更に同年6月公社及び神奈川県森林組合連合会 (以下「県森連」という。) に対し統合に向けた検討を依頼したところ、公社からは、基本方針に基づく見直しと県森連への包括的統合については基本的に同意する旨の、県森連からは、公社事業や職員を受け入れるに当たり課題はあるが森林組合系統一体となり検討する旨の回答があった。

公社事業の県森連への移管について調整するための調整会議を両団体と県の3者で平成18年10月に立ち上げ、公社事業等の移管の具体的な協議を進めてきたところ、県森連による公社事業受入の大枠について3者の間で合意を得た。

これらの経過を踏まえ、公社見直しについては次のとおり進めるものとする。

### 1 基本的考え方

木材価格の低迷や森林整備施業費の高騰等を踏まえると、有利子債務を生む借入金を原資とする公社の社営林事業を継続することは困難である。しかしながら、社営林の平均林齢は25年生と育成途上であり引き続き森林整備が必要な状況であることから、県が公社に代わり社営林事業を引継ぎ、森林整備を行っていくこととする。そのため、これまでの森林整備に要した公社の債務は県が引き受け、公社から県への社営林の譲渡を代物弁済とし、社営林事業の廃止に伴い公社組織は解散する。

県では水源かん養等の公益的機能の高い水源林づくりに向けて公的管理・支援の取組を充実・強化するとともに、森林資源を有効に活用しながら人工林の持続的な管理を進める必要があることから、森林づくりを支える中核組織として活動してきた公社の解散後は、森林づくりの中心的な役割を担う集団であり県全域を所管する県森連及びその森林組合系統の充実・強化に向けて支援を行っていくものとする。

### 2 社営林

皆伐を前提とする森林管理から時代の要請に応える森林管理へ、転換を進める。

- (1) 社営林事業は県に移管し、県は分収林契約の造林者・育林者の地位を公社から引き継ぎ、森林整備を行う。
- (2) 県へ移管後、皆伐の見直しなど水源の森林づくりと整合のとれた契約内容になるよう契約変更に取り組む。
- (3) 県への移管にあたっては、県有林等との一体的管理など、効率的効果的な森林管理体制を検討し、県の行政組織肥大の回避に努める。

### 3 公社債務

県民負担を少しでも軽減する方向で公社債務の処理を進める。

- (1) 将来の県負担につながる有利子債務を増加させないため、見直し完了までの公社運営資金は県による無利子貸付を継続する。
- (2) 県は公社解散時に分収林契約における造林者・育林者の地位を公社から引き継ぐとともに、公社債務を引き受けることとし、公社は社営林による代物弁済を行う。
- (3) 国の政策金融機関である農林漁業金融公庫への返済額の縮減に向け、他団体と共同した国への働きかけや低利資金への借換の検討に引き続き取り組む。

#### 4 公社組織及び事業

水源環境保全・再生施策を民の側から担う組織としての強化へ、改革を進める。

- (1) 公社組織は平成22年度前半を目途に解散する。
- (2) 公社の既存事業のうち、社営林事業は県に、森林調査事業及び林業労働力確保支援事業は県森連に移管する。移管の時期は、社営林事業は公社解散時に、森林調査事業及び林業労働力確保支援事業は公社解散後の本県における森林づくりを支える中核組織として県森連の充実・強化を早期に推進する必要があること等を勘案し、平成20年度当初とする。
- (3) 県民運動事業は、今後の水源環境保全・再生施策の推進や平成22年度の本県での全国植樹祭開催などの動きを勘案し、県民との協働による森林整備活動を、拡大、継続していかれるよう、県森連以外の団体への移管を調整する。
- (4) 現在公社が法指定されている林業労働力確保支援センターは、指定要件が公益法人であることから公社解散時に新たな指定は行わず、センターに関する事業は県及び県森連が行う。また、昨今の公益法人の制度改正を踏まえ、林業労働力確保支援センターの指定要件緩和を国へ働きかける。

#### 5 今後の進め方

県はこの方針を公社及び県森連に提示し、両団体は合意に至った事業受入の大枠など公社見直しを進めていく上での必要な事項について、総会等の審議を経て、機関決定する。

両団体の決定を踏まえ、権利関係の整理等により分収林契約変更の手續に時間を要すると想定される社営林の移管業務に直ちに着手するとともに、事業や職員の移管等に係る詳細事項について引き続き公社、県森連及び県の3者による調整会議で検討する。

(平成19年3月19日)